

堺障推第198号
令和2年4月8日

指定障害福祉サービス等事業所 管理者様

堺市健康福祉局
障害福祉部長

緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について（通知）

平素は本市障害福祉行政の推進に御協力いただき、誠にありがとうございます。

既に御承知のとおり、令和2年4月7日付で、政府から新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言が出されたところです。

これを受けた大阪府による緊急事態措置においては、同年4月8日現在、同法第45条第2項に基づく指定障害福祉サービス事業所に対し、施設の使用制限及び使用停止に係る要請はなされていません。

一方で、大阪府から、大阪府民に対し、同条第1項に基づき、同年5月6日までの間、外出を控えるよう協力の要請がなされているところであり、民間企業等においても時差出勤やテレワーク等の取組が推奨されています。

また、この度、国から別添事務連絡「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」が示されたところです。

つきましては、上記事務連絡1（1）①にも記載のありますとおり、利用者の状況や家族の状況を踏まえ、可能な場合には通所を控えていただくなど感染拡大防止のための対応を検討した上で、支援が必要な利用者に対する支援が提供されるよう、各事業所において御対応ください。

事業運営に当たっての具体的な留意事項等については、上記事務連絡を御参照いただくほか、国からのお知らせや本市の取扱いについて、別紙に記載しておりますので、御参照ください。

なお、状況は流動的であり、今後、大阪府の緊急事態措置の内容や、本市の取扱いが変更になる可能性もございます。引き続き、堺市ホームページ等を御確認いただき、最新の情報を入手していただきますよう、お願いします。

※利用者や職員が新型コロナウイルス感染症に罹患したことを把握した場合は、速やかに障害施策推進課に連絡してください。

堺市 健康福祉局 障害福祉部 障害施策推進課 事業者係
TEL:072 - 228 - 7818 E-mail:jigyo-shosui@city.sakai.lg.jp
※緊急時以外は、電子メールでのお問合せに御協力ください。